



令和元年9月号
2019年9月3日
Vol.3

いしかわ農業法人だより

Ishikawa Agriculture Corporation Magazine

地区での意見交換が始まりました。会員や法人協会に関心のある農業経営者の方々と、現場の課題や経営の悩みなど、幅広く意見交換が行われています。

特に、雇用の問題が多く出されています。人手が足りなくて、収穫が出来なかつたなど、農業経営をとりまく雇用状況は難しくなっています。

このような現場にある課題をどのように解決していくかが、課題だと思います。各委員会の委員長・副委員長においても、自らの担当の委員会の課題をどのように取組むか考えていただきたい、よろしくお願ひします。

10月11日は、農水省本省の経営局経営政策課の依田課長、石川県農業会議の山田会長との意見交換が予定されています。内容は、農地の流動化他です。ぜひ、ご参加下さい。

よろしくお願ひします。

会長 佛田利弘

発行 石川県農業法人協会 いしかわ農業総合支援機構内 発行人 佛田利弘
〒920-8203 石川県金沢市鞍月2丁目20 TEL 076-225-7621 Fax 076-225-7622

第3回四役会

8月8日、第3回四役会が開催されました。

今後の活動内容について検討を行い、10月に開催予定の第3回理事会に併せて、人・農地プランに関する勉強会を実施することを決定しました。

また、11月9日～10日に日比谷公園(東京都)で開催されるファーマーズ＆キッズフェスタ2019に、石川県農業法人協会としてブース出展することを決定しました。

その他、当日開催される石川県農業活性化協議会との意見交換に向けた事前の課題共有を実施しました。

石川県農業活性化協議会との意見交換会

8月8日、石川県農業活性化協議会との意見交換会が、農業会館(金沢市古府)で開催されました。JA石川県中央会、全農石川県本部、石川県生産流通課、北陸農政局の方々が参加されました。

意見交換会では、生産調整のあり方、対象となる品目や取組み、新規需要米等に対する交付金の上乗せや交付金の配布方法、市町の協議会でのありかたなどについても議論が及びました。

特に、需給の見通しについては厳しいものがあり、抜本的な取組みとなるようにすべきであると、法人協会側から意見を申し述べ、今後も、石川の水田農業のあり方などについて議論してゆくこととなりました。

地区意見交換会の開催

各地区における農業のあり方や各法人が抱えている課題等について、お互いの近況報告を行うとともに、今後各地区で身近な活動が出来るよう下記の日程で、地区別の意見交換会を開催しています。

地区	開催日	開催場所
県央	令和元年7月23日(火)	招龍亭
中能登	令和元年7月31日(水)	羽咋農林事務所
奥能登	令和元年8月7日(水)	奥能登農林事務所
石川	令和元年8月19日(月)	石川農林総合事務所
南加賀	令和元年10月15日(火)	南加賀農林総合事務所



石川地区



奥能登地区

意見交換会は現場の話題で盛り上がり!

8月7日に奥能登地区(当協会会員7名)、同19日に石川地区(当協会会員12名)にて意見交換会を開催しました。

奥能登地区では、各法人や地域における課題(後継者・継承の問題や農地・農道・法面などの管理、機械のシェアース)について、

石川地区では、人材不足や後継者の定着と確保、社内の部門別の作業連携、耕作放棄地と経営のバランスについてなど、様々な意見が出されました。その後、懇親会を開催し、親睦を深めました。

石川県農業法人協会の行事に初めて参加された方も多く、実際に

顔を合わせて意見を出し合い交流できる非常に有意義な機会であり、参加者からはこういいう会合を増やしてほしいとの良い反応も得られました。

食農連携委員会からのお知らせ 「3010運動」の推進

「3010運動」とは、宴席等において乾杯後30分、閉会10分前には着席して食事に集中する運動です。日本では、食品ロスが年間632万トン

もあります。当取組は、長野県松本市の市長が宴会での食べ残しが多さを問題視し、市のゴミを削減する部署と共に発展させた運動であるそうです。

当協会の会員の皆様も食に関わる者としては是非実践し、地域の皆様にも取組みを周知してと願っています。



農機具の保険に弁護士特約を追加

先日開催されたJAグループとの意見交換会において、農機具の保険に弁護士特約を付けることは可能か否かについて、現在、JA共済において、農機具及び軽トラック等において弁護士特約を付けることは可能となりました。

ただし、田植え機やコンバインといった短期的に使用する機械においては等級が低いため特約を付けることはできないとのこと(1年契約であれば可能)。しかしながら、来年1月に内容を確認することは低い等級であっても重要です。弁護士特約を追加する

本だより配布対象 会員・賛助会員・アグリサポート会員・関係機関会員の皆様へ

「いしかわ農業法人だより」をメールでの配信を希望される方は、協会事務局の(南出、島田、吉田)まで連絡願います。

e-mail : syogo-y@inz.or.jp